

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和8年3月31日付け書面で提起した処分庁による保有個人情報外部提供不承認決定に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和8年3月9日、審査請求人は、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項第1号及び葛飾区個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和6年葛飾区規則第26号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、「令和8年1月7日付特別障害者手当再認定通知書にかかる『特別障害者手当等の受給資格の認定に係る障害程度の判定について（回答）』のうち、Xに関する部分」の提供（以下「本件提供」という。）を申請した。
- 2 令和8年3月25日、処分庁は、本件提供をしないことを決定し（以下「本件決定」という。）、保有個人情報外部提供不承認決定通知書（以下「本件通知書」という。）により、審査請求人に通知した。本件通知書には、下記のとおり不承認の理由が記載されており、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年

法律第139号)に基づく教示文は付されていなかった。

記

申請のあった「令和8年1月7日付特別障害者手当再認定通知にかかる「特別障害者手当等の受給資格認定に係る障害程度の判定について(回答)」(以下「本件情報」という。))には、第三者の情報が含まれており、外部提供することにより第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため。(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。))第69条第2項ただし書)

なお、個人情報保護法第69条第2項第1号における「本人に提供するとき」とは、行政機関等の裁量により行う情報提供(本人から相談を受けた場合に本人に関する情報を提供する場合)を念頭においていると解されているため、仮に本件情報に第三者の情報が含まれていなかったとしても、外部提供は行わない。

- 3 審査請求人は、令和8年3月31日付け書面により、本件決定について審査請求(以下「本件審査請求」という。)を提起した。

審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件決定が行政処分であることを前提に、理由の提示として不十分であること、少なくとも一部承認の可否を検討すべきであったこと、法第69条第2項第1号の「本人同意があるとき」の解釈が誤っていること及び同項ただし書の適用を誤っていることを理由に本件決定は違法又は不当であると主張する。

理 由

- 1 本件決定に係る法令等の定め

- (1) 法

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は

提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(2) 規則

(外部提供の申請手続)

第11条 法第69条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を受けようとするものは、保有個人情報外部提供申請書を葛飾区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、口頭で申請することができる。

(1) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められるとき。

(2) 出版、報道等により、公にされた個人情報であるとき。

(外部提供の決定通知)

第12条 区長は、前条本文の規定により外部提供の申請があったときは、その可否を決定し、保有個人情報外部提供可否決定通知書により当該申請をしたものに通知するものとする。

2 前条ただし書の規定により口頭による申請があったときは、前項の規定による

通知を省略するものとする。

2 本件決定の処分性の有無

行政不服審査は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為、すなわち行政処分に関して請求できる（行政不服審査法第1条）。

行政処分は、法律の規定に基づき公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することをいう（最高裁昭和30年2月24日第一小法廷判決等）。

法第69条第1項は、行政機関の長等に対し、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない旨を定め、利用目的外提供を原則として禁止するものである。そして、同条第2項は、その柱書において「前項の規定にかかわらず」と規定し、同項各号所定の場合に限り、前項の禁止の例外として利用目的外提供を許容する趣旨のものと解される。

同項第1号は「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」を掲げ、同項2号ないし第4号は、いずれも本人の同意の有無とは関係なく、公益上の必要性等に基づき行政機関の判断により提供を許容する場合を定める。

これらの規定の構造及び文言に加え、同条の見出しが「利用及び提供の制限」とされていること、並びに同項の主体が「行政機関の長等」とされていることに照らせば、同条第2項は、行政機関の行為の適法性を画するための規範であって、私人に対し利用目的外提供を求める権利を付与する趣旨のものではないと解するのが相当である。

したがって、同項に基づき本人が行政機関に対して利用目的外提供を求める権利を有するものと解することはできない。また、規則には、法第69条第2項に基づく利用目的外提供の申請及びそれに対する決定に関する定めが存在することは認められるが、法の委任に基づいて制定された下位規範である規則の定めをもって、法の解釈を左右し、あるいは法の趣旨を拡張又は限定することは相当でないというべきである。

よって、本件決定は、請求人の権利義務を形成しまたはその範囲を確定するものとはいえないから、処分性を欠き、審査請求の対象とはならないと解すべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項の規定により、審理手続を経ず

に主文のとおり裁決する。

令和8年5月20日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。